



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ドイツの宗教科における他宗派・他宗教の位置づけ
Author(s)	石川, 智子; Ishikawa, T.
Citation	基督教學, 46, 31-35
Issue Date	2011-08-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/47486
Type	journal article
File Information	SC46_003.pdf



らは祖国に戻ることなく死去した。その間、ルーマニアは第二次世界大戦での敗戦を経て社会主義政權に統治されるようになり、エリアーデが生まれ育った社会環境は根底から覆されるにいたった。家族や友人、かつての恋人をこのような混乱の渦中にある祖国に残してきたという事実は、エリアーデの心に重くのしかかり、祖国に対する罪責意識を生じさせたと考えられる。

もちろん「宇宙的キリスト教」に関するエリアーデの見解は純学問的に示されたものであり、その学説としての評価は「宗教学者エリアーデ」の妥当性を議論する過程で為されるべきであろう。しかしルーマニア人亡命者であるエリアーデが、自身の言葉の受け取り手として、他のルーマニア人亡命者や祖国の同胞を全く想定していなかったとは考えにくい。亡命者としての側面に着目してエリアーデの言葉を解釈していく作業は、近代国家の国民であるというアイデンティティを喪失した人間や愛する人間との絆を断たれた人間にとって、宗教学者が提示する「宗教」は如何なる役割を担い得たのかという問題を考察することに資するであろう。

研究発表要旨

ドイツの宗教科における 他宗派・他宗教の位置づけ

石川 智子

第二次世界大戦後に公立学校での宗教教育が憲法で禁じられた日本とは異なり、宗教教育が憲法によって義務づけられているドイツでは、学校は、社会における宗教的コミュニケーションを考える上で、今なお重要な場と考えることができる。一方で日常生活の全般において教会との結びつきが薄れ、他方では生活スタイルの多様化が進むなかで、現代社会における学校は、多くの人が宗教に関わる情報と体験を共有する場としても機能しており、そこにそれぞれの社会における宗教的現実のひとつの縮図をみることができるのである。なお本研究での分析が目指すのは、宗教教育という切り口からドイツ社会における宗教的現実の継承と再生産を理解することで

あつて、宗教教育の実践や意義について直接的に論じようとするものではないことをあらかじめ断つておきたい。

ドイツは一六の連邦州からなる連邦制国家であり、各連邦州に憲法および政府がある。最高の権力機関は連邦であるが、教育・学術・文化に関する政策の決定権は各連邦州にある（「文化高権」ないし「文化主権」）。したがつて、ドイツにおける宗教教育を考へる場合にも、教育制度や具体的な教育内容が各連邦州によつて異なることを十分に考慮する必要がある。そこで本研究では、文化的に多様なドイツのなかでも顕著な特徴を示す地域として、保守的といわれるバイエルン州を取り上げて分析を行うことにした。

まず、宗教科に関する法的な規定を確認しておきたい。すべての連邦州における教育行政に関する法的な基礎となるのは、ドイツの憲法にあたるドイツ連邦共和国基本法（ボン基本法）で、その第七条に学校制度についての規定がある。憲法では宗教科が「正課」すなわち必修科目と定められ、いずれかの宗派・宗教の宗教科に出席することが義務付けられており、親権者には子どもの宗教

科への参加に関する決定権が認められている。

バイエルン州における教育行政の法的な基礎となるのは、バイエルン州憲法（一九四六年）と「教育及び授業制度に関するバイエルン州法（Bayerisches Gesetz über das Erziehungs- und Unterrichtswesen (BayEUG)）」（一九九四年）である。バイエルン州憲法では、第一条に規定された最も重要な教育の目的として、「神への畏敬、宗教的確信「……」への敬意」が挙げられている。また、同一三六条二項一文には、「宗教科は国民学校、職業学校、中学校、高等学校のすべてにおいて正課である」とあり、基本法と同様に宗教科を必修科目として定めている。また、続く一三七条一項は、「宗教科と教会の儀式や祭儀への出席は、教育権者の意思表示にゆだねられ、満一八歳になると生徒の意思表示に委ねられる」と定めており、宗教科への出席に関する親の権利が明言されるとともに、出席を自分自身で決める権利が移行する年齢を、「宗教的な児童教育に関する法律（Gesetz über die religiöse Kinderziehung）」（一九二二年）で定められた満一四歳から引き上げて満一八歳とすることが定められている。

なお、ほとんどの連邦州では、宗教科に参加しない生徒に対する選択必修科目として、倫理科 (Ethikunterricht) が導入されている。「倫理・哲学科」の開設は一九七〇年代から始まり、バイエルン州では他の連邦州に先駆けて倫理科が設置された。

宗教科は宗派教育、宗教的知識教育などのいくつかのタイプに分類されることが多いが、バイエルン州の公立学校では、ドイツの他の多くの連邦州と同様に、基本的にいわゆる宗派教育が行われている。すなわち、生徒たちは自分の属する(教育権者が決めた)宗派・宗教の宗教科に出席しており、授業では、当該の宗派・宗教の立場からその教義や信仰生活、神学的問題などが扱われている。しかし各宗教科の学習指導要領を概観すると、このような狭い意味での宗派教育のほかに、大きく分けてふたつの内容が扱われていることがわかる。ひとつは暴力や人種差別、家族や仕事などをテーマとする倫理的・社会的問題に関わる内容、そしてもうひとつが他宗派・他宗教に関する内容である。本研究では、多元化が進む社会における宗教的な現実の一端を明らかにするため

に、とくに後者に焦点を当て分析を行った。

宗教科における他宗教・他宗派の位置づけを歴史的に概観したUdo Tworuschkaの『キリスト教の宗教科における非キリスト教的諸宗教の歴史』(一九八三)では、「キリスト教以外の諸宗教への取り組みが、そもそも常にキリスト教教育の構成要素のひとつであった」(一三八頁)ことが確認されている。諸宗教のテーマがもつとも充実していたのは、宗教教育が宗教史学派の影響下で行われた時代であり、神学、宗教学、教育学のそれぞれの領域が密接に結びついて、単なる諸宗教のアンソロジーにとどまらない、より体系的な構造をもった宗教知識教育が目標とされた。弁証法神学の影響下でキリスト教以外の諸宗教というテーマはいったん退くことになるが、一九六〇年代の終わり以降このテーマは再発見され、その後いっそう魅力あるテーマとして扱われるようになったと、Tworuschkaは指摘している。

二〇一〇年度現在、バイエルン州のギムナジウムでは、カトリックとプロテスタントの宗教科のほかに、ロシア正教、復古カトリック、ユダヤ教の宗教科が行われている

る。これらの宗教科の学習指導要領から、他宗派・他宗教に関する授業内容を分析・比較して、明らかになった各宗教科の特徴を以下にまとめていく。

カトリック宗教科では（唯一）神信仰を前提とする宗教理解が顕著で、「あらゆる時代、あらゆる諸宗教の人間」に見られる神信仰の普遍性が強調されている。また、イスラームとユダヤ教の位置づけに関して、イスラームは「別種の存在」、ユダヤ教は「世界宗教かつキリスト教の根源」と形容されている。

プロテスタント宗教科では、他宗教理解から生徒のアイデンティティ形成に重点をおく記述が目立つ。イスラームおよびヒンドゥー教・仏教の項目では、「同時に自らの文化と宗教的な性格や表象をよりよく把握すること」、「キリスト教信仰とは何かということについての確認」することが目標として設定されている。またイスラームの「疎遠さ」が描かれる一方で、ユダヤ教についてキリスト教に対する「近さ」が意識されている。

ロシア正教宗教科では、カトリックとプロテスタントとは区別される存在としての正教会のアイデンティティ

が強調されている。イスラームの位置づけについては「異質な考えや生活様式」「深い相違」などの表現から、その異質性が強調されている。また、ユダヤ教および精神世界についての項目は学習指導要領の中で設定されていない。

復古カトリック宗教科では、イスラームにおける「暴力」がテーマとなっている点、クルアーンを「判定する」という姿勢などから、イスラームに対するある種の対決的な姿勢が読み取れる。一方ユダヤ教については「キリスト教の基礎と基本的な真理」が指摘され、プロテスタントとの親近性の強調されているのも特徴的である。ヒンドゥー教、仏教の位置づけは「オカルティズムと新興セクト」に近く、すべて「判断、評価」の対象となっている。ユダヤ教宗教科では、プロテスタントと同様に他宗教理解を通じたアイデンティティ形成が目標とされており、キリスト教とイスラームの歴史を扱ったテーマ項目も「ユダヤの歴史とアイデンティティ」と題されている。また、精神世界についての項目が無く、他宗派・他宗教に関する項目の割合が最も少ないのも特徴的である。

代替科目である倫理科においては、「世界宗教」とい

う項目において「アブラハム宗教」と仏教・ヒンドゥー教が対置されて記述されている。また新宗教、エゾテリズム等は扱われておらず、取り上げられる宗教はいわゆる「世界宗教」のみである。

以上の学習指導要領の分析から、各宗教科においては他宗派・他宗教および現代的な宗教的潮流がすべて同等に扱われているわけではなく、差異化がはかられていることが読み取れる。その差異化は「近さ」と「疎遠さ」といった表現で示されている場合もあれば、対象となっている宗派・宗教が、そこから「学ぶ」ことのできる対象として描かれているか、あるいは批判的な「判断・評価」の対象として描かれているかによって示されている場合もある。また宗教科ごとにみていくと、他宗教・他宗派に対して最もラディカルな姿勢をとっているのが復古カトリックで、ロシア正教とユダヤ教宗教科では他宗派・他宗教に対する関心が薄いのが特徴的である。今後はさらにこうした他宗派・他宗教の位置づけが生まれた背景とその意図を考察しつつ、現代社会の宗教的現実の一断面を明らかにしていきたいと考えている。

病者としての自己像と 霊的覚醒

— W・ジェイムズの

著作を手がかりに—

堀 雅彦

病は身体的なものであれ、精神的なものであれ、通常は癒されるべきもの、除かれるべきものとして、その消極的・否定的な側面において語られることが多い。しかしながら、むしろ病に一定の積極的な意味を認める立場もありえよう。実際、私の目下の研究対象であるアメリカの哲学者、ウィリアム・ジェイムズ（一八四二—一九一〇）は次のように述べている。「病者（the morbid）は人生の意味について何らの啓示もたらさないとか、いわゆる健やかな心の見方（the healthy minded view）が